

保護者の皆様へ

県立相模原城山高等学校長

## 学校感染症と出席停止についてのお知らせ

次の表にある感染症にかかった場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の扱いとなります。医師の指示する期間は、登校しないでしっかり治してください。

なお、医師から診断を受けましたら、至急学校へ連絡をお願いします。また医師より登校許可が出ましたら、次の出席停止届に記入のうえ、担任に提出してください。

### 学校感染症と出席停止期間の目安 (期間内でも医師の許可があれば可)

分類	病名	出席停止の期間
第1種	発生は稀だが重大な感染症 (*)	治癒するまで
第2種  飛沫感染する感染症 で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するか、5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺、舌下腺も腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	紅斑性の発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれないと認めるまで
第3種  学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ●その他の感染症 流行性嘔吐下痢症 (ノロ、ロタウイルス) マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症 伝染性紅斑 など	医師の許可があるまで

\* 第1種学校感染症：エボラ出血熱、クリミアコンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS) 急性灰白髄炎 (ポリオ)、鳥インフルエンザ、指定感染症、新感染症

県立相模原城山高等学校長 様

令和 年 月 日

## 学校感染症等報告書

年 組 番 名前 \_\_\_\_\_

保護者氏名 (自筆)

出席停止の理由 (診断名)	
出席停止の期間	令和 年 月 日( ) ~ 令和 年 月 日( ) (医師より指示のあった期間を記入してください。)
診察を受けた 医療機関名	
受診した日	令和 年 月 日、 月 日、 月 日 (計 回)

※医療機関による証明書等の提出は、必要ありません。